

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画
の変更認可申請（福島第一廃炉推進カンパニーの組織改
編）に係る審査について

令和2年2月19日

原子力規制委員会

1. 実施計画の変更認可申請

東京電力ホールディングス株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第64条の3第2項の規定に基づき、「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」（令和2年2月13日付け変更認可。以下「実施計画」という。）について、令和元年9月26日付け廃炉発官R1第104号（令和2年1月17日付け廃炉発官R1第193号及び令和2年2月14日付け廃炉発官R1第213号により一部補正）をもって、福島第一廃炉推進カンパニーの組織改編に係る実施計画の変更認可申請書（以下「変更認可申請」という。）の提出があった。

2. 変更申請の内容

福島第一廃炉推進カンパニー（以下「廃炉C」という。）のうち、福島第一原子力発電所の組織体系は、従前の発電所組織の保守管理を中心とした体系を継承している。一方で、発電所では燃料プールからの使用済燃料取り出し、汚染水処理、燃料デブリ取り出しに向けた作業等、福島第一原子力発電所の廃炉に向けた重要なプロジェクトが進行しており、これらプロジェクトは従前の発電所組織の体系における関連部署から横断的に人員を選出し、業務に当たる体制で進められている。しかし、複数の関連部署が連携してプロジェクト業務を進める方法では、1つのプロジェクトに複数の部長等が部分的な責任を有しているため、プロジェクト全体の責任者が明確ではないなどの要因により、進捗管理等が不十分となる場合があった。

また、現在進行しているプロジェクトでは、調達品の使用環境等の条件設定や製品の品質管理が不十分なことにより、プロジェクトの進行が遅れる事案が発生している。

以上を踏まえ、廃炉推進のためのプロジェクト進行を促進することを目的に、現在の発電所の業務形態に適した組織体系の構築、プロジェクトの推進強化及び品質管理体制の強化を図るため、実施計画第三章第1編第4条（保安に関する組織）及び第5条（保安に関する職務）を変更するとともに、同変更に伴うその他の関係条項の変更を行う。（以下、当該変更に係る廃炉Cの組織の変更を総称して「組織改編」という。）

（1）業務形態に適した組織体系の構築のための変更

（a）プログラム部の設置

廃炉における重要なプロジェクトを推進する組織とするため、5つのプログラムに分けた部を設置する。

- 汚染水対策プログラム部
- プール燃料取り出しプログラム部
- 燃料デブリ取り出しプログラム部
- 廃棄物対策プログラム部
- 敷地全般管理・対応プログラム部

(b) センター組織の設置

計画、保守及び安全管理の3つの機能別にセンターを設置し、プログラム部が所掌する施設等の設計や保守業務等を中心に行う。

- 計画・設計センター
- 建設・運用・保守センター
- 防災・放射線センター

(2) プロジェクトの推進強化のための変更

プロジェクトマネジメント室（以下「PMO」という。）の設置

(3) 品質管理体制の強化のための変更

廃炉安全・品質室（以下「安品室」という。）の設置

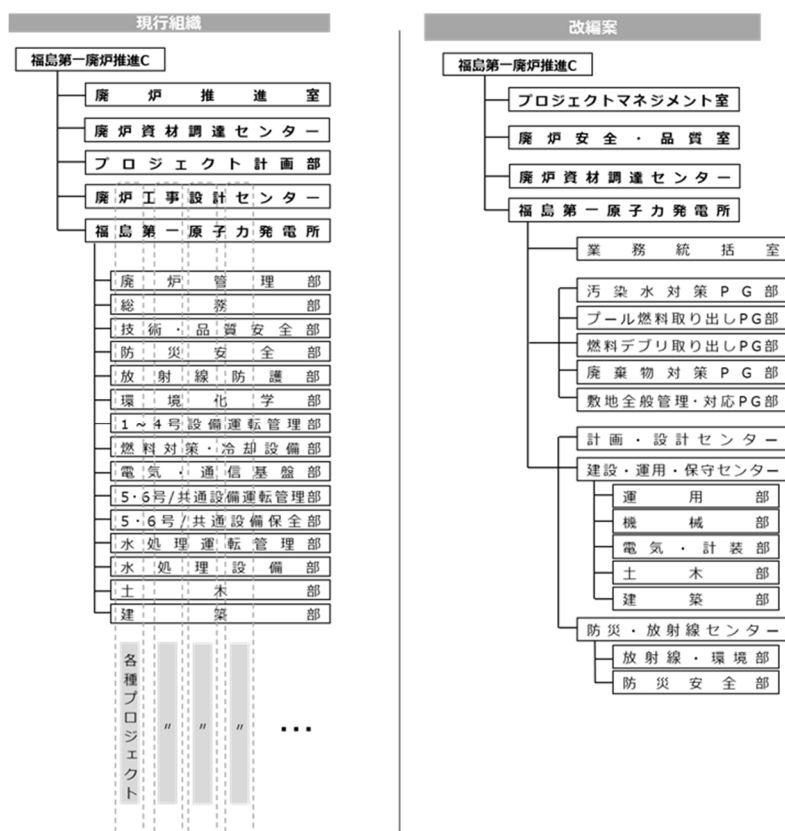


図1 現行組織と改編後組織

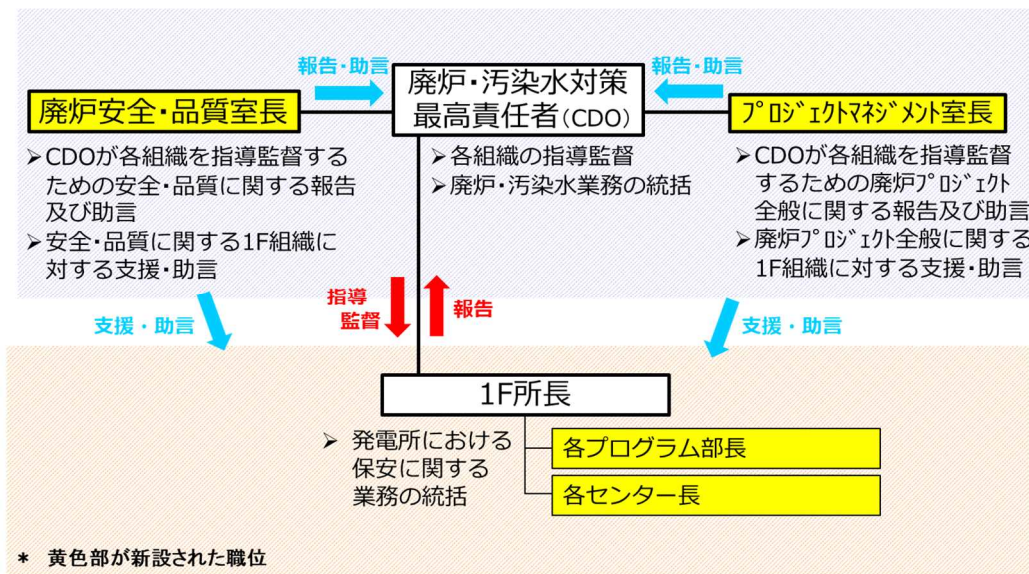


図2 改編後の主な職位の相関図

3. 審査の視点

原子力規制委員会（以下「規制委員会」という。）は、変更認可申請について、「特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について」（平成24年11月7日原子力規制委員会決定。以下「措置を講ずべき事項」という。）のうち、関連する「Ⅲ. 特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項」を満たし、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害の防止上十分であると認められるか[※]について審査を行った。

※：原子炉等規制法第64条の3第3項

原子力規制委員会は、実施計画が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物若しくは原子炉による災害の防止上十分でないとき、又は特定核燃料物質の防護上十分でないときは、前二項の認可をしてはならない。

4. 審査の内容

措置を講ずべき事項のうち、「Ⅲ. 特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項」では、運転管理、保守管理、放射線管理、放射性廃棄物管理、緊急時の措置、敷地内外の環境放射線モニタリング等適切な措置を講ずることにより、「Ⅱ. 設計、設備について措置を講ずべき事項」の適切かつ確実な実施を確保し、かつ、作業員及び敷地内外の安全を確保することを求めている。

(1) 業務形態に適した組織体系の構築のための変更

(a) プログラム部の設置

変更認可申請は、発電所組織に汚染水対策プログラム部、プール燃料取り出しプログラム部、燃料デブリ取り出しプログラム部、廃棄物対策プログラム部及び敷地全般管理・対応プログラム部を設置し、以下の職務を定めるとしている。

表1 各プログラム部の職務

	職務
汚染水対策プログラム部	汚染水処理設備等のプロジェクトの計画及び管理
プール燃料取り出しプログラム部	使用済燃料プール設備等のプロジェクトの計画と管理並びに機械施設と建築設備の設計、建設・設置及び保守管理
燃料デブリ取り出しプログラム部	燃料デブリ取り出しに関する設備等のプロジェクトの計画と管理並びに機械設備の設計、建設・設置及び保守管理
廃棄物対策プログラム部	放射性固体廃棄物等の管理施設等の計画及び管理
敷地全般管理・対応プログラム部	5号炉及び6号炉に係る原子炉施設並びに屋外エリアのプロジェクトの計画及び管理

(注) 各プロジェクトを束ねたものをプログラムとしている

規制委員会は、以下を確認した。

- プログラム部の設置は、現在の福島第一原子力発電所内のプロジェクトを中心とした業務形態に組織体系を合わせ、各プロジェクトの職務の所在及び各部の職務を明確にし、プロジェクトの進行を促進することを企図した設置であること。
- プログラム部内には、各プロジェクトグループに責任者が配置され権限と責任が付与されとされていること。
- 特殊性が高い作業を行うとするプール燃料取り出しプログラム部及び燃料デブリ取り出しプログラム部の職務には、プロジェクトの計画及び管理並びに所掌する設備の設計、建設・設置及び保守管理までを含み、その業務の特殊性を鑑み1つのプログラム部内に必要な全ての職務を集約したこと。

(b) センター組織の設置

変更認可申請は、発電所組織に計画・設計センター、建設・運用・保守センター及び防災・放射線センターを図1のとおり設置するとしている。

規制委員会は、計画・設計センター及び建設・運用・保守センターの設置については、従前の組織体系ではプロジェクト業務において設備を設置する場合、設計の段階では土木については土木部、電気系統については電気・通信基盤部といったように、複数の部署との調整を行い、建設の段階になると再び複数の部署との調整が必要となり時間を要していたため、業務を「計画、設計」と「建設、運用、保守」の大きく2つに分類し、それに合わせた機能別の組織体系に変更し、業務の効率的な実施を図った変更であることを確認した。

また、防災・放射線センターの設置については、防災業務を行う防災安全部並びに放射線管理業務を行う放射線防護部及び環境化学部における業務を継承し設置したセンターであることを確認した。

以上のことから、運転管理、保守管理、放射線管理、放射性廃棄物管理、緊急時の措置、敷地内外の環境放射線モニタリング等適切な措置を、確実に実施できる組織の変更であることを確認した。

(2) プロジェクトの推進強化のための変更

変更認可申請は、本社組織にPMOを設置し、その職務は廃炉Cにおける人的資源の計画及び管理、廃炉全体の中長期的な工程管理、各プロジェクトの進捗状況の監視・評価並びに人的資源の再配分を行うとしている。また、PMO長には、廃炉・汚染水対策最高責任者（以下「CDO」という。）を補佐し、CDOが各組織を指導監督するための報告及び助言を行うとともに、発電所組織が業務を行うための支援及び助言を行う職務を規定するとしている。

規制委員会は、PMOの設置はプロジェクト計画部（廃炉作業の中長期対策の計画・策定及び実施計画の策定等）、廃炉管理部の一部（廃炉プロジェクトの工程・レイアウト管理）及び廃炉推進室（人員の計画管理）に分散していた廃炉推進に係る業務を集約し、廃炉C全体のプロジェクトマネジメントを実施しやすくすることを企図とした変更であることを確認した。

また、PMOには各プロジェクトの進捗状況の監視・評価及び廃炉Cにおける人員の再配置の職務が与えられ、PMO長にはCDOへの助言及び発電所組織への支援を行う職務が付与されていることから、プロジェクトの進捗が停滞した場合には改善に向けた支援、人員の配置転換及びCDOへの改善の助言を可能としており、プロジェクトの推進強化のための変更であることを確認した。

なお、PMOは本社組織ではあるが、その一部職員は福島第一原子力発電所にも配置され、発電所業務の支援及び助言の業務に当たるとしている。

以上のことから、運転管理、保守管理等適切な措置を、確実に実施できる組織の変更であることを確認した。

(3) 品質管理体制の強化のための変更

変更認可申請は、安品室を設置し、技術・品質安全部の全ての業務及びプロジェクト計画部の技術検討に関する業務のうちリスク評価について、当該室に業務を移管するとしている。また、安品室長は、CDOを補佐し、CDOが各組織を指導監督するための報告及び助言を行うとともに、発電所組織が業務を行うための支援及び助言を行うとしている。

規制委員会は、以下を確認した。

- 安品室は、発電所組織の技術・品質安全部の業務を継承して本社組織として設置されるとともに、同室長にはCDOに安全品質について報告・助言を行う職務が付与されていることから、CDOの安全品質への関与がより強化される体制とすることから、プロジェクトの品質向上を企図した変更であること。
- 安品室は、安全品質に関して発電所業務を支援するとしている。具体的には、プログラム部が個々のプロジェクトに対して設計・調達・建設・運用・保守といった業務のステップ毎の確認を適切に実施していることを確認するといった支援を実施する。これにより、業務執行部署以外の安品室による安全・品質の観点からの確認が入り、プロジェクト業務の品質向上が行われるとしていること。
- 技術・品質安全部が安品室に統合されることで、運転上の制限を満足していることを確認する担当部署の一部が本社組織へ変更されることとなるが、安品室の職員の全ては発電所に配置され、確認結果の実務的な報告プロセスにも変更はないことから、確認結果の報告は遅滞なく行われる。したがって、組織改編が運転上の制限からの逸脱に係る判断の遅れをもたらすものではないこと。

以上のことから、保守管理、緊急時の措置等適切な措置を、確実に実施できる組織の変更であることを確認した。

本申請による組織改編については、変更後の適切な時期に組織改編の有効性評価を実施するとしている。

以上のことから、「Ⅲ. 特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項」を満たしていると評価する。

5. 審査結果

変更認可申請は、措置を講ずべき事項を満たしており、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害の防止上十分なものであると認められる。